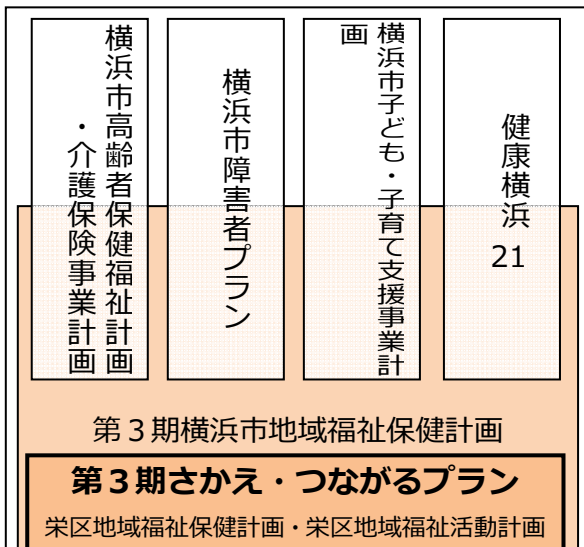


## 第4章 「さかえ・つながるプラン（地域福祉保健計画）」とは

地域福祉保健計画は、社会福祉法第107条に基づく計画です。福祉保健分野の各計画を地域における取組の視点から総括していく計画として位置づけ、各種施策を展開する共通基盤である地域づくりを進めるための計画です。

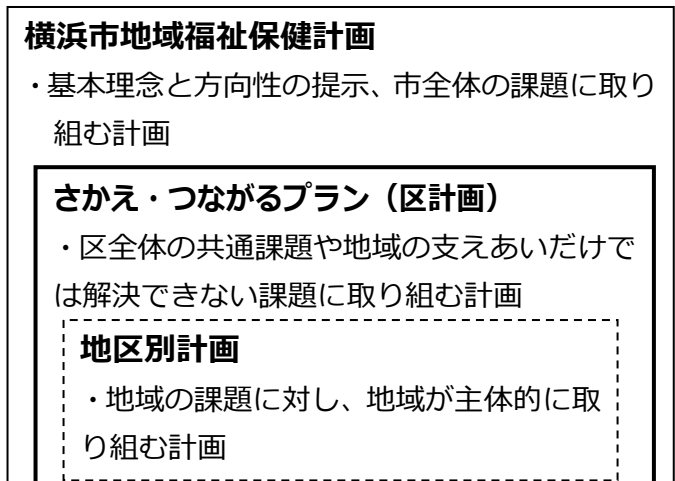
また、制度だけでは実現できないきめ細かな支援を届けるための計画でもあります。

### ■ 地域福祉保健計画と福祉保健分野の各計画



### ■ 計画の構成

市計画、区計画、地区別計画の関係は、次のとおりです。



### ■ 計画期間

	平成 17 年	平成 18 年～21 年	平成 22 年～27 年	平成 28 年～32 年
区役所		第1期 地域福祉保健計画		
区社協	第2次 活動計画	第3次 「さかエールプラン」	第2期地域福祉保健計画 (一体的に推進)	第3期地域福祉保健計画 (一体的に推進)